

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(産官学連携課)</p> <p>第 8 条 産官学連携課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 産官学連携事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 受託研究及び民間等との共同研究の受入れに関すること。</p> <p>(3) 発明、特許権等の知的財産に関すること。</p> <p>(4) 産官学連携本部に関すること。</p> <p>(5) 産官学連携センターに関すること。</p> <p><u>(6) その他産官学連携に関する事務で他に属しないこと。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(社会連携推進課)</p> <p>第 1 7 条 社会連携推進課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 公開講座等に関すること。</p> <p>(2) 百周年時計台記念館に関すること。</p> <p>(3) 本学の同窓会組織に関すること。</p> <p>(4) 京都大学基金に関すること。</p> <p>(5) 総合博物館に関すること。</p> <p>(6) その他社会との連携に関し、連絡調整すること。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(産官学連携課)</p> <p>第 8 条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p><u>(5) (同 左)</u></p> <p>(社会連携推進課)</p> <p>第 1 7 条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 本学の<u>卒業生との連携強化及び同窓会組織の支援</u>に関すること。</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>